

# 平成24年1月～12月中 の製品火災に関する 調査結果

消防技術政策室

## 1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高く、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められており、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

このような社会的情勢等を踏まえ、消防庁では、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎にその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を強化しているところです。

また、平成25年4月から施行された改正消防法第32条により、製品火災対策の強化を図っています。従来、火災の原因である疑いがあると認められる製品の調査にあたっては、消防機関から当該製品を製造し若しくは輸入した事業者に対して、任意の

事情聴取又は報告を求めてきたところですが、この求めが拒まれるような場合には、火災原因調査に支障を生じるおそれがありました。このため、消防機関に資料提出命令権等を付与し、火災原因の特定に必要な資料の提出や報告を求めることができるようにしたものです。

## 2 平成24年1月～12月中の製品火災に関する調査結果について

消防庁では、平成24年1月～12月中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器を発火源とする火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」について製品情報を調査しました。

消防機関より報告された火災の製品情報を集計した結果、「製品の不具合により発生したと判断される火災」

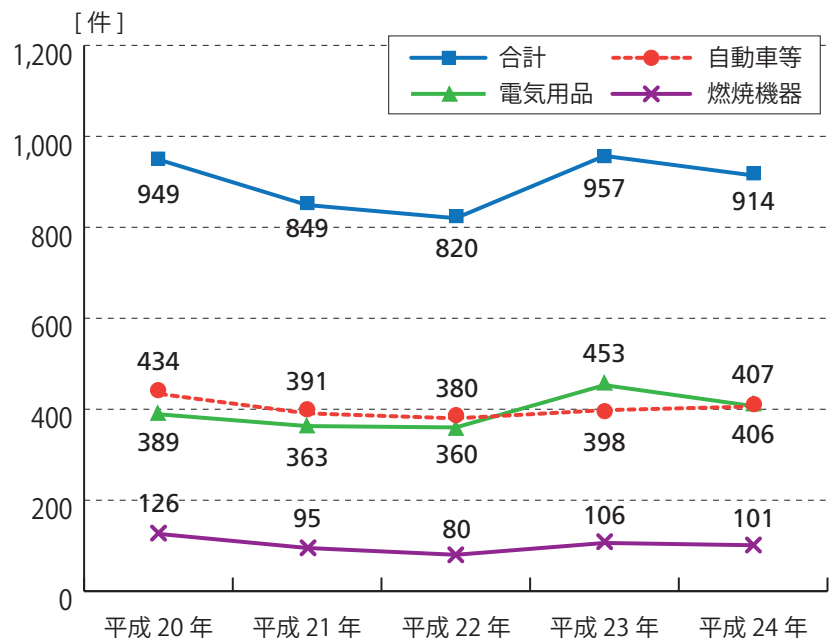


図1：最近5年間における製品火災件数の推移

表1：平成24年中の製品火災の調査結果

単位：(件)

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
合計 (前年からの増減)	406 (+2.0%)	407 (-10.2%)	101 (-4.7%)	914 (-4.5%)
① 製品の不具合により発生したと判断される火災	28	143	28	199
② 原因を特定できない火災	378	264	73	715

表2：「製品の不具合により発生したと判断される火災」の発火源製品

製造業者等	製品名	型式	件数
(米) アップル社	携帯用音楽再生プレーヤー	iPod nano (第一世代)	14件 (平成24年：4件) (平成23年：6件) (平成22年：4件)
小泉成器株式会社	電子レンジ	KRD-0106	12件 (平成24年：2件) (平成23年：2件) (平成21年：6件) (平成20年：2件)
ジェックス株式会社	観賞魚用ヒーター	GEX コンパクトスリム オートヒーター 300W	9件 (平成24年：2件) (平成23年：3件) (平成22年：4件)
東芝キャリア株式会社	エアコン	RAS-406LDR	4件 (平成24年：2件) (平成20年：2件)
日立アプライアンス株式会社	電気こんろ	HT-1250	6件 (平成24年：2件) (平成22年：2件) (平成20年：2件)

が199件、「原因を特定できない火災」が715件、製品火災全体件数は914件（対前年比-4.5%）となり、昨年と比較すると減少したものの、平成22年と比較すると高い水準にあります。

また、本年中に製品の不具合により発生したと判断される火災の発火源製品のうち、発火源該当件数が2件以上あった製品は15品です。そのうち、以下の5品はこれまでも複数年にわたり発火源該当件数が2件以上あった製品で、該当する製品の火災については、全て社告等により示された不具合によるものでした（表2参照）。

これらの製品に係る火災については、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、製造事業者名、製品名、型式などを公表し、国民へ危険情報を発信しております\*。

本年中の結果を踏まえ、消防庁では全国の消防機関に製品火災に関する注意喚起について通知したほか、火災予防啓発及び火災原因調査の資料として活用し、収集した情報については、消費者庁に情報提供するとともに、自動車等については国土交通省と、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と連携を図り、製品に起因する火災の再発防止のために活用することとしております。

（※ 消防庁ホームページ [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_7\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_7_1.html)）。

### 3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関の行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。そこで、消防庁においては、引き続き製品火災に関する調査結果を公表していくとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図りつつ、火災原因調査・原因究明体制の充実・強化に努めていくこととしております。

今後とも、消防庁では、関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安全・安心を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしています。

#### 問い合わせ先

消防庁総務課技術政策室 福井、福田  
TEL: 03-5253-7541